

## 【訪問看護重要事項説明書】

### 1 運営法人の概要

事業名	株式会社キープオン
設立	平成 20 年 12 月
所在地	名古屋市名東区上社 4 丁目 206 番地
代表者	代表取締役 中濱 和久
事業内容	訪問看護事業／居宅介護支援事業 地方公共団体（区市町村）から介護被保険者認定調査業務の受託 福祉施設の経営に関するコンサルティング業務

### 2 事業所名 訪問看護キープオンの概要

#### ①事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	訪問看護キープオン守山
所在地	名古屋市守山区小幡中一丁目 35 番 16 号 深河ビル 2E
管理者	寺澤 亜希
介護保険事業者番号	訪問看護（愛知県 2361390129 号）
サービス提供地域	名古屋市（守山区、名東区、北区、千種区、東区）尾張旭市 春日井市 濑戸市 ※こちらの地域以外の方でもご相談ください。

#### ②営業時間（12月30日～1月3日は除く）

月～土	午前9:00～午後18:00
-----	----------------

#### ③緊急電話対応時間

月～日	午前0:00～午後24:00
-----	----------------

#### ④事務電話対応時間（祝日・12月30日～1月3日は除く）

月～金	午前9:00～午後18:00
-----	----------------

#### ⑤職員体制

	資 格	常 勤 換 算
管理者	看護師	1名
看護師	看護師	10名以上
理学療法士	理学療法士	10名以上
作業療法士	作業療法士	1名以上
言語聴覚士	言語聴覚士	1名以上

### 3 利用料金（介護保険）

#### 利用料

##### ①訪問看護（要介護）

訪問看護（1割負担）			
所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	347円	434円	520円
30分未満	520円	651円	781円
30分以上1時間未満	909円	1,137円	1,365円
1時間以上1時間30分未満	1,246円	1,558円	1,870円
訪問看護（2割負担）			
所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	694円	869円	1,041円
30分未満	1,041円	1,302円	1,562円
30分以上1時間未満	1,819円	2,274円	2,729円
1時間以上1時間30分未満	2,493円	3,116円	3,739円
訪問看護（3割負担）			
所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	1,041円	1,303円	1,561円
30分未満	1,561円	1,953円	2,344円
30分以上1時間未満	2,728円	3,411円	4,094円
1時間以上1時間30分未満	3,739円	4,674円	5,609円

訪問看護によるリハビリテーション（1割負担）	
所要時間	基本料金
20分	324円
40分	650円
60分	878円
訪問看護によるリハビリテーション（2割負担）	
所要時間	基本料金
20分	650円
40分	1,299円
60分	1,757円
訪問看護によるリハビリテーション（3割負担）	
所要時間	基本料金
20分	975円
40分	1,949円
60分	2,635円

②介護予防訪問看護（要支援）

介護予防訪問看護（1割負担）			
所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	335円	419円	503円
30分未満	498円	623円	748円
30分以上1時間未満	877円	1,097円	1,316円
1時間以上1時間30分未満	1,204円	1,506円	1,807円
介護予防訪問看護（2割負担）			
所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	670円	838円	1,006円
30分未満	997円	1,246円	1,496円
30分以上1時間未満	1,755円	2,195円	2,632円
1時間以上1時間30分未満	2,409円	3,012円	3,613円
介護予防訪問看護（3割負担）			
所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	1,004円	1,256円	1,508円
30分未満	1,495円	1,870円	2,244円
30分以上1時間未満	2,632円	3,292円	3,948円
1時間以上1時間30分未満	3,613円	4,518円	5,420円

介護予防訪問看護によるリハビリテーション（1割負担）	
所要時間	基本料金
20分	314円
40分	628円
介護予防訪問看護によるリハビリテーション（2割負担）	
所要時間	基本料金
20分	314円
40分	628円
介護予防訪問看護によるリハビリテーション（3割負担）	
所要時間	基本料金
20分	941円
40分	1,883円

※ただし理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合、1回につき8単位を所定単位数から減算する。

・上記に加え、介護予防訪問看護（要支援）の場合、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問を12ヶ月を超えて行う場合は1回につき15単位を所定単位数から減算いたします。

③介護保険における加算料金

加算説明 チェック	項目	基本利用料			内容
		1割負担	2割負担	3割負担	
□	退院時共同 指導加算	663 円	1,326 円	1,989 円	病院、診療所又は介護老人 保健施設に入院中若しく は入所中の利用者様に対 して、主治医等と連携して 在宅生活における必要な 指導を行うことに対して 算定する。
□	初回加算(I)	387 円	774 円	1160 円	病院、診療所等から退院し た日に指定訪問看護事業 所の看護師が初回訪問し た場合に算定する。
	初回加算(II)	332 円	663 円	995 円	初回の訪問看護を提供し た月に算定する。
□	特別管理加算 (I) (1月につき)	553 円	1,105 円	1,658 円	在宅悪性腫瘍患者指導管 理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用 している利用者様に対し て1ヶ月に1回算定する
□	特別管理加算 (II) (1月につき)	277 円	553 円	829 円	在宅酸素療法指導管理等 を受けている状態や真皮 を超える褥瘡の状態の利 用者様に対して1ヶ月に1 回算定する。
□	緊急時訪問 看護加算(I) (1月につき)	663 円	1,326 円	1,989 円	利用者様の同意を得て 24 時間体制で計画的な訪問 以外に必要時、電話相談、 緊急訪問を行うことに対 して 1 ヶ月に 1 回算定す る。
□	ターミナルケア 加算 (死亡月)	2,763 円	5,525 円	8,288 円	在宅で死亡した利用者様 に対し、死亡日及び死亡日 前 14 日以内に 2 日以上タ ーミナルケアを行ったと きに、死亡月に 1 回算定す る。
□	看護・介護職員連 携強化加算 (1月につき)	277 円	553 円	829 円	訪問介護事業所と連携し、 たんの吸引等が必要な利 用者様に係る計画の作成 や訪問介護員に対する助 言などの支援を行うこと に対して、1ヶ月に1回算 定する。

□	複数名訪問加算	30分未満の場合 281円 30分以上の場合 445円	30分未満の場合 562円 30分以上の場合 889円	30分未満の場合 842円 30分以上の場合 1,333円	同一時間帯に複数名の看護師が訪問看護を行った場合算定する。
□	長時間訪問看護加算	332円	663円	995円	所要時間1時間から1時間30分までの訪問看護に引き続き訪問看護を行い、「通算1時間30分以上」となる場合は、1回につき算定する。
□	サービス提供体制強化加算（I）	7円／回	14円／回	20円／回	サービスの質が一定以上に保たれた事業所が算定する。
□	サービス提供体制強化加算（II）	4円／回	7円／回	10円／回	※提供時の提供体制によりIまたはII
□	口腔連携強化加算 (1月につき)	55円	111円	166円	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し結果を情報提供した場合に1ヶ月に1回算定する。

※上記の金額は目安となります。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

#### 4 利用料金（医療保険）

##### 利用料

利用料の種類	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費（I）	週3日まで	555円	1,110円
	週4日目以降	655円	1,310円
訪問看護基本療養費（II） 「同一建物居住者」2人	週3日まで	555円	1,110円
	週4日目以降	655円	1,310円
訪問看護基本療養費（II） 「同一建物居住者」3人以上	週3日まで	278円	556円
	週4日目以降	328円	656円
難病等複数回訪問加算 (特指示や別表7に該当する方で1日2回以上訪問した場合に算定します)	1日2回	450円	900円
	1日3回以上	800円	1,600円
訪問看護管理療養費	月の初日	767円	1,534円
	2日目以降	300円	600円
乳幼児加算（3歳未満）幼児加算（3歳以上6歳未満）	150円	300円	450円

加算説明 チェック	医療保険における加算料金				
<input type="checkbox"/>	24時間対応体制加算イ (月に1回算定。この加算を付けると緊急訪問ができる)	680 円	1,360 円	2,040 円	
<input type="checkbox"/>	緊急訪問看護加算イ 月14日目まで(1日1回に限り算定可能。緊急で訪問した場合に算定する)	265 円	530 円	795 円	
<input type="checkbox"/>	緊急訪問看護加算ロ 月15日以降(1日1回に限り算定可能。緊急で訪問した場合に算定する)	200 円	400 円	600 円	
<input type="checkbox"/>	夜間・早朝訪問看護加算(6時~8時・18時~22時)	210 円	420 円	630 円	
	深夜訪問看護加算(22時~6時)	420 円	840 円	1,260 円	
<input type="checkbox"/>	長時間訪問看護加算(週1回) 15歳未満の準・超重症児は週3回	520 円	1,040 円	1,560 円	
<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算 (1名以上の職員との同行) 週1回	看護師・理学、作業療法士などの専門職員との同行	430 円	860 円	1,290 円
		上記以外の看護補助職員との同行	300 円	600 円	900 円
<input type="checkbox"/>	特別管理加算	(I) 悪性腫瘍、気管切開など	500 円	1,000 円	1,500 円
		(II) 褥瘡、人工肛門など	250 円	500 円	750 円
<input type="checkbox"/>	訪問看護ターミナル療養費	2,500 円	5,000 円	7,500 円	
<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算	800 円	1,600 円	2,400 円	
<input type="checkbox"/>	退院支援指導加算	840 円	1,680 円	2,520 円	
<input type="checkbox"/>	訪問看護情報提供療養費(市や病院へ情報提供した場合に算定します)	150 円	300 円	450 円	
<input type="checkbox"/>	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	200 円	400 円	600 円	
<input type="checkbox"/>	在宅患者連携指導加算	300 円	600 円	900 円	
<input type="checkbox"/>	訪問看護ベースアップ評価料(I)	78 円	156 円	234 円	

## 5 交通費

- ①実施地域を越えた地点から、片道30キロメートル未満 600円  
 ②実施地域を越えた地点から、片道30キロメートル以上 1000円

## 6 キャンセル料金

無断キャンセルをした場合、一回につき5000円のキャンセル料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

【連絡先：訪問看護キープオン守山 TEL：052-794-7931】

## 7 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月10日前後までに当月分の請求書をお渡します。銀行口座振替の場合、毎月28日に振替をします。(28日が銀行休業日の場合は翌営業日)

現金・指定口座への振込でのお支払いをご希望の方は請求書を発行した月の末日までにお支払いください。

※領収書の再発行はいかなる場合でもいたしかねます。

## 8 感染症対策

風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます

- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

## 9 事故発生時および感染症や非常災害時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村へ連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

また、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画に伴い必要な措置を講じます。

## 10 身体拘束に関する事項

サービスの提供にあたっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性のすべてを満たす場合）を除き、身体拘束を行いません。

身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を十分に利用者及び家族と話し合い、話し合いの内容及び実施内容を記録に残します。また、利用者本人と家族によってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、本人達より身体的拘束を希望された場合であっても、そのまま受け入れるのではなく、身体拘束以外の方法を含め対応を検討します。

## 11 虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。また、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報いたします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

# 訪問看護利用契約書

\_\_\_\_\_様（以下「甲」という）と訪問看護キープオン守山（以下「乙」という）は、乙が甲に対して行う訪問看護サービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

## 第1条（契約の目的）

- 1 乙は、介護保険法・医療保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、甲の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として、訪問看護サービスを提供します。
- 2 甲は、乙に対し、そのサービスに対する料金を支払います。
- 3 乙は、訪問看護サービスの提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。（介護保険の場合のみ）

## 第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約期間満了の7日前までに甲から契約終了の申し入れがない場合には、契約は自動的に更新されるものとします。

## 第3条（訪問看護計画の作成・変更）

- 1 乙は、医師の判断に基づいて、甲の病状・心身状況・日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、訪問看護計画を作成します。
- 2 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
- 3 乙は、訪問看護計画の内容を、甲およびその家族に対して説明を行い、甲およびその家族の同意を得るものとします。
- 4 次のいずれかに該当する場合、乙は、第1条に規定する訪問看護の目的に従って、訪問看護計画を変更します。
  - ①甲の心身の状況・環境などの変化により、当該訪問看護計画の変更を要する場合
  - ②甲およびその家族などが、訪問看護計画の変更を希望する場合
- 5 乙は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、甲およびその家族に対して書面を交付して説明を行い、甲およびその家族の同意を得るものとします。

## 第4条（主治医との関係）

- 1 乙は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。
- 2 乙は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

## 第5条（訪問看護サービスの内容）

- 1 甲が提供を受けることのできる訪問看護のサービス内容については、下記に記載のとおりです。
  - ①健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定・病状の観察）
  - ②日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
  - ③在宅リハビリテーション看護（寝たきり、誤嚥の予防・手足、言葉の運動など）

\*訪問看護師の代わりに理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による専門職が行います。

  - ④療養生活や介護方法の指導
  - ⑤認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
  - ⑥カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
  - ⑦生活用具や在宅サービス利用についての相談

#### ⑧終末期の看護

- 2 乙は、前1 項に定めた内容について、甲およびその家族に説明を行います。
- 3 乙は、甲の居宅にサービス従事者を派遣し、第3条によって作成された訪問看護計画に基づき、乙に対して下記に定めた訪問看護のサービスを提供します。

### 第6 条 (担当訪問看護師の交替等)

- 1 本契約において「訪問看護師」とは、所定の研修を受けた上で訪問看護サービス事業に従事している看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の専門職員をいうものとします。
- 2 甲は、選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と思われる事情、もしくは交替を希望する理由を明らかにし、乙に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。
- 3 乙は、訪問看護師の交替により、甲及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- 4 乙は、担当看護師が、体調不良などの理由により訪問できない場合は、代替の訪問看護師を人選し、甲およびその家族に連絡します。

### 第7 条 (料金)

- 1 甲は、訪問看護のサービスの対価として、別紙【重要事項説明書】に記載のとおり、利用単位・点数ごとの料金に基づき、算定された月毎の合計金額を乙に支払います。
- 2 前1 項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、当月料金の合計額と明細を請求書に付して翌月10日前後に甲またはその家族に配布・送付します。
- 3 甲またはその家族は当月料金の合計額を、翌月末日までに乙の指定する方法で支払うものとします。
- 4 甲の居宅において、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、甲の負担とします。
- 5 乙は、甲に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単位・点数ごとの料金の変更（増額または減額）を申し入れます。

### 第8 条 (サービスの中止、変更、追加)

- 1 甲は、訪問看護サービスのキャンセル・振替、又はサービスの利用を変更・追加することができます。
- 2 乙は、甲からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、甲の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を甲に提示して協議するものとします。
- 3 サービスの追加、変更をする際は介護支援専門員と協議したうえ決定します。（介護保険の場合）
- 4 甲は乙に対して、サービス実施日の前営業日の午後6 時までに通知をすることで、料金を負担することなく、サービスの利用を中止することができます。
- 5 乙は、甲が無断キャンセルをした場合、【重要事項説明書】に記載の料金をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第7条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。
- 6 乙は、甲またはその同居する家族が、感染症など他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患に罹った場合、サービスを中止できます。
- 7 乙は、天候による交通事情上の理由によりサービスの短縮・中止ができます。

### 第9 条 (契約の終了)

- 1 甲は乙に対して、7日前までに事業所に通知することで、この契約を解約することができます。ただし、甲の病変・急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、7日以内の通知でもこの契約の解除ができます。
- 2 乙は、やむを得ない事情がある場合、甲に対して、1ヶ月間の予告期間を以て、理由を示した通知をすることで、この契約の解除ができます。

- 3 次の事由に該当した場合は、甲は乙に通知することで、直ちにこの契約の解除ができます。
- ① 乙が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
  - ② 乙が守秘義務に反した場合
  - ③ 乙が甲やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合（ハラスメント・虐待など）
  - ④ 乙が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解除ができます。
- ① 甲のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合
  - ② 甲又はその家族などが、乙やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背徳行為を行った場合（ハラスメント・暴力など）
  - ③ 人員不足により、乙が必要なサービスを行うことができなくなった場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 甲が介護保険施設に入所した場合
  - ② 甲の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
  - ③ 甲が死亡した場合
- 6 乙は、甲が連絡なく無断で訪問を終了をした場合、終了により受けた損害の相当分の金額を甲に請求できます。

#### **第10条（守秘義務等）**

- 1 乙、サービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た甲及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 乙は、甲に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に甲に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、甲に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、甲又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

#### **第11条（緊急時の対応）**

乙は、訪問看護のサービスを提供しているときに、甲の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

#### **第12条（賠償責任）**

- 1 乙は、訪問看護のサービス提供にともない、乙の責めに帰すべき事由により、甲の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、甲に対してその損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- 2 前1項の場合において、甲の重過失によって当該事故が発生した場合は、乙が負う損害賠償額は減額されます。

#### **第13条（身分証携行義務）**

訪問看護のサービス従事者は、常に身分証を携行し初回訪問時および甲またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

#### **第14条（協議義務）**

甲は、乙が訪問看護のサービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

## 第15条（連携）

乙は、訪問看護サービスの提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

## 第16条（相談・苦情対応）

乙は、その提供したサービスに関する甲等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。又、市町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

- |                 |             |              |
|-----------------|-------------|--------------|
| ・訪問看護キープオン守山    | 管理者 寺澤亜希    | 052-794-7931 |
| ・名古屋市介護保険課      | 指導課         | 052-959-3087 |
| ・愛知県国民健康保険団体連合会 | 介護福祉課 苦情相談室 | 052-971-4165 |

## 第17条（本契約に定めのない事項）

- 1 甲および乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

## 第18条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、甲および乙は、乙の住所地を管轄する裁判所を第1管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

## 個人情報使用について

### 1 使用する目的

乙が、介護保険法に関する法令に従い、乙の居宅サービス計画に基づき、指宅訪問看護サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合

### 2 使用にあたっての条件

①個人情報の提供は、前1項に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

②乙は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

### 3 個人情報の内容（例示）

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況その他一切の契約者や家族個人に関する情報

### 4 使用する期間

契約日より契約終了日から5年間

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

- 重要事項説明書の内容の説明を受け、同意します。
- 重要事項説明書のチェック項目にある加算について説明をうけ、このサービスを利用します。
- 本契約に同意し、訪問看護サービスを利用します。
- 個人情報使用に同意します。

乙 事業者

事業者 株式会社キープオン  
住 所 名古屋市名東区上社4丁目206番地  
代表者 代表取締役 中濱 和久 印

事業所

事業所 訪問看護キープオン守山  
住 所 名古屋市守山区小幡中一丁目35番16号  
深河ビル2E  
管理者 寺澤 亜希 印

契約締結日 年 月 日

甲 契約者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

上記代理人（代理人を選定した場合）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印